

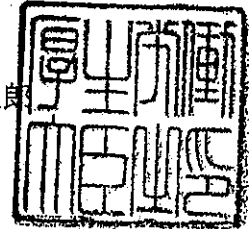
厚生労働省発食安第0619001号

平成 1 8 年 6 月 1 9 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、平成18年1月23日付け厚生労働省発食安第0123001号をもって、同法第11条第1項に規定する下記事項に係る食品健康影響評価について貴職に意見を求めたところですが、申請者から特定保健用食品の表示許可申請を取り下げる旨の申し出があったことから、貴職に意見を求めたことについて取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた、特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續（平成13年厚生労働省告示第96号）第2条第2項の規定に基づき、「明治もっとカルシウムベビーチーズ」（申請者：明治乳業株式会社）の安全性の審査を行うこと。



「明治もっとカルシウムベビーチーズ」（申請者：明治乳業株式会社）経緯

平成17年9月26日 健康増進法第26条に基づく特定保健用食品表示許可申請

11月2日 厚生労働省薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会において審議

平成18年1月23日 食品安全委員会へ健康影響評価について諮問